

新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)に関するフローチャート

日常の健康管理

- ◎毎朝、検温し健康チェック(Classi に入力)を行う。
- ◎発熱等の風邪症状が見られるときは、学校を休み外出を控えてください。

相談

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談窓口へご相談ください。(該当しない場合も相談可)

- ☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆基礎疾患(持病)を持ち重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

【相談窓口(参考)】

- ・かかりつけ医
- ・姫路市保健所 ☎079-289-0055 FAX079-289-0099 (平日 9:00~19:00 土・日・祝 9:00~17:00)
- ・中播磨健康福祉事務所 ☎0790-22-1234 (平日 9:00~17:30)
- ・加古川健康福祉事務所 ☎079-422-0002 (平日 9:00~17:30)
- ・龍野健康福祉事務所 ☎0791-63-5140 (平日 9:00~17:30)
- ・新型コロナ健康相談コールセンター ☎078-362-9980 FAX078-362-9874 (24時間 土・日・祝含)

受診や経過観察等、相談窓口の指示を受けてください

学校への連絡 県立飾磨工業高等学校 ☎079-235-1951

生徒や同居の家族が、検査の対象になった場合や濃厚接触者に特定された等、感染(疑いを含む)の情報等について、早急に学校へ連絡をお願いします。

相談センターや保健所、医師からの指示内容についてお伝えください。

※出席停止について

感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止となります。

発熱等の風邪症状がみられ新型コロナウイルス感染症の対応が必要な場合、感染が蔓延している地域においては、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられるときにも出席停止になる場合があります。

その他、医療的ケア児や基礎疾患時について、登校すべきでないと判断された場合には、「欠席」の扱いとしない場合があります。

※疑いとは？

保健所から外出自粛要請や健康観察等の指示を受けた者、新型コロナウイルス感染症のPCR検査対象者、検査結果待ち等、確定していない場合も「疑い」とします。